

沖縄電力株式会社 御中

## E e ホーム 適用申込書 E e ビジネス

貴社の特定小売供給約款、E e ホーム（またはE e ビジネス）（要綱）および以下【留意事項】を承認のうえ、次のとおり申し込みます。

### 【留意事項】（特にご注意いただきたい事項）

- 原則、電気ご使用量のお知らせ（検針票）は発行いたしません。電気ご使用量のお知らせ及び請求金額等については、お客さまご自身で当社ホームページ内の「電気ご使用実績照会サービス」にてご確認いただきます。  
＜電気ご使用実績照会サービスのご利用方法について＞  
本申込書でお申込み後、当社にて「電気ご使用実績照会サービス」に登録します。電気ご使用開始後、ログインに必要なパスワードのお知らせハガキを送付しますので、当社ホームページから「電気ご使用実績照会サービス」にログインください。
- 電気ご使用量のお知らせを「検針票」、料金請求を「請求書」で、当社から紙で発行された場合は、書面発行手数料（220 円/契約・月）を料金に加算して請求いたします。
- スマートメーターが設置されていない電気ご使用場所においてE e ホームでのご契約をご希望される場合、スマートメーターを設置するまでの間、E e ビジネスでのご契約をお願いする場合がございます。
- 現在、E e らいふでのご契約されているお客さまおよび従量電灯と深夜電力をあわせてご契約されているお客さまがE e ホームまたはE e ビジネスにご契約を変更された場合、従前のメニューでの再契約はできません。
- E e ホームまたはE e ビジネスから別の契約種別に変更した後 1 年に満たない場合は、E e ホームまたはE e ビジネスでの再契約はできません。
- 別の契約種別からE e ホームまたはE e ビジネスへ変更する場合の適用開始日は、お申込み日直後の検針日※<sub>1</sub>となります。  
※<sub>1</sub> 検針日に変更がある場合、適用開始日もこれに準じます。
- 支払期日をさらに 20 日経過してなお、料金※<sub>2</sub>のお支払いがない場合は、需給契約を解約※<sub>3</sub>することがあります。また、需給契約の解約後、改めて当社と再契約を行う際には、未払料金の全額をお支払いいただく必要があります。  
※<sub>2</sub> 契約変更前の料金も対象になります。  
※<sub>3</sub> 需給契約が解約に至れば、電気の供給が停止されます。
- この契約種別については、燃料費調整上限値の設定はございません。

【留意事項】をご確認のうえ、次ページの必要事項をご記入ください。（電気使用申込書（要綱）による申込みの場合を除く）

電 気 番 号 ※新たに電気需給契約を締結する場合は、記入不要です。	画番号	家番号	枝	CD
契 約 者 名	(フリガナ)			
契 約 者 電 話 番 号				
電 気 ご 使 用 場 所				
電気ご使用場所の種類	<input type="checkbox"/> 住宅（居住用） <input type="checkbox"/> 住宅以外			
適用希望契約種別 ※いずれか1つを選択してください。	住宅（居住用） <input type="checkbox"/> E e ホームホリデー <input type="checkbox"/> E e ホームフラット			
	住宅以外 <input type="checkbox"/> E e ビジネス			
夜間蓄熱式機器の種類	<input type="checkbox"/> 電気温水器 <input type="checkbox"/> エコキュート <input type="checkbox"/> その他			
E e プラン（全電化割引） 適 用 希 望	<input type="checkbox"/> E e プラン適用希望 ※ 全電化に該当する場合にチェックして下さい。			
適 用 開 始 日	お申込みいただいた翌検針日より適用いたします。  ※検針日に変更がある場合、適用開始日もこれに準じます。 ※新たに電気需給契約を締結する場合は、別途適用開始日を設定いたします。			

※以下、ご契約者様以外の方からの申込みの場合にご記入ください。

申 込 者 名 ( 代 理 人 )	(ご契約者様とのご関係： )
申 込 者 電 話 番 号	

備 考
-----

沖縄電力株式会社（小売事業者登録番号：A0276）

本店所在地：沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

【コールセンター】

電 話 番 号：0120-586-025

お問い合わせ時間：月～金 8：30～17：00

（祝日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉を除く）

【ホームページ】特定小売供給約款および要綱については当社 HP よりご確認ください

<https://www.okiden.co.jp>